

## 都市農地保全推進自治体協議会 設立宣言

都市における農地は、本来機能である安全で新鮮な農産物を生産する場としての役割に加え、良好な都市環境保全や貴重な防災空間形成の場、さらには住民が農に触れあい、自然から学ぶ憩いと教育の場など、多くの重要な役割を果たしている。都市農地(市街化区域内農地)は、都市の自治体と住民の暮らしにとって、極めて重要な失ってはならない財産である。

一方、これまで生産緑地制度や相続税等納税猶予制度は、都市農地の保全に一定の効果を発揮しているものの、相続発生時の相続税が極めて高額なことから、農地が処分されざるを得ず、結果として都市農地の減少に歯止めがかからないのが実態である。都市の自治体と住民にとってかけがえのない存在である都市農地を守るためには、都市農業の振興を図るとともに、都市農地の特性を踏まえた早急な法制・税制の見直しが必要となっている。

そこで、都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体は、自治体としての総力を結集し、都市住民の声が反映された農地関連制度の実現を目指すと共に、都市農業の振興にも積極的に取り組み、もって住民全体の福祉向上を図るため、都市農地保全推進自治体協議会を設立することをここに宣言する。

平成 20 年 10 月 29 日

都市農地保全推進自治体協議会